

---

午後 2時00分開会

○**議会事務局長（麻原恒太郎）** 議会に先立ちまして、ご報告申し上げます。

現在、正副議長がともに不在でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日出席議員中、金田興一議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

それでは、金田議員、議長席へお願いいたします。

○**臨時議長（金田興一）** ただいまご紹介をいただきました、金田興一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。よろしくお願いを申し上げます。

欠席者がおりますので、開会に先立ちご報告を申し上げます。塩尻市の小口代表副広域連合長から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご承知願います。

これより、平成29年松本広域連合議会第2回臨時会を開会いたします。

現在までの出席議員は24名でありますので、定足数を超えております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元にご配付申し上げてあります議事日程によって進めます。

---

### 日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（金田興一）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、臨時議長において、ただいまご着席の議席を指定いたします。

---

### 日程第2 議長の選挙

○**臨時議長（金田興一）** 日程第2、これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(金田興一) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(金田興一) ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会議長に、上條俊道議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました上條俊道議員を松本広域連合議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(金田興一) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました上條俊道議員が議長に当選されました。

議長に当選されました上條俊道議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

議長に当選されました上條俊道議員から挨拶があります。

上條俊道議員。

○議長(上條俊道) 議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、松本広域連合議会の第13代議長に推挙いただきまして、身に余る光栄に存じますとともに、責任とその重大さを痛感しているところでございます。全力でこの職務を全うする所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

さて、近年、人口減少が進む中で、地方分権改革により市町村の役割が増える中、これまで以上に地域が連携していくことが必要であり、とりわけ松本地域における広域行政の推進役として、当広域連合の果たす役割がますます重要になっております。

松本広域連合が発足し、18年が経過いたしました。恵まれた自然環境との共生、「アル

プスの風さわやかに やさしく豊かにのびゆくふるさと」を念頭に、関係 8 市村、17 万 6,000 世帯、43 万広域圏域住民の負託に応えるため、議会として果たす役割を確実に行ってまいりたいと思います。

また、議員の皆様方、菅谷連合長を初めとする理事者の皆様方には、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（金田興一） これをもって私の職務は終わりました。

皆様のご協力をいただきまして無事職務を終了いたすことができました。議長と交代をいたします。ありがとうございました。

（臨時議長退席、議長、議長席に着く）

---

○議長（上條俊道） ただいまより、議長としての職務を遂行いたします。よろしくお願いいたします。

最初に、ご報告申し上げます。

松本市議会、塩尻市議会及び生坂村議会での選挙において、新たに15名の議員が松本広域連合議会議員になりました。今後ともよろしくお願いいたします。

本臨時会には、広域連合長より議案が 5 件提出されております。あらかじめ皆様のお手元にご配付申し上げてあるとおりであります。

---

### 日程第 3 副議長の選挙

○議長（上條俊道） 日程第 3、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第 2 項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

松本広域連合議会副議長に、金田興一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました金田興一議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました金田興一議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました金田興一議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

副議長に当選されました金田興一議員から挨拶があります。

金田議員。

○副議長(金田興一) 副議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、松本広域連合議会の副議長に推挙いただきましたので、この上もなく光栄に存じ、また責任の重さを痛感しているところでございます。

松本広域連合議会8市村、43万住民のため議会の果たす役割は大きく、議会の機能を十分発揮できるよう上條議長を補佐し、一生懸命議会運営に努力してまいり所存でございます。

議員の皆様方、連合長を初めとする理事者の皆様方のさらなるご指導、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

#### 日程第4 議席の指定

○議長（上條俊道） 日程第4、議席の指定を行います。

議席につきましては、会議規則第4条第1項の規定により、議長において現在ご着席の席を指定いたします。

---

#### 日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（上條俊道） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第129条の規定により、議長において1番、小林弘明議員、2番、宮澤豊次議員、3番、忠地義光議員を指名いたします。

---

#### 日程第6 会期の決定

○議長（上條俊道） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

#### 日程第7 常任委員の選任

○議長（上條俊道） 日程第7、常任委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の常任委員名簿に記載のとおり指名いたします。

---

## 日程第8 議会運営委員の選任

○議長（上條俊道） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

松本広域連合議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてお手元の議会運営委員名簿に記載のとおり指名いたします。

なお、議会運営委員の委員長及び副委員長が決定されておりますので、ご報告申し上げます。

委員長に、忠地義光議員、副委員長に、丸山寿子議員。

以上のとおりであります。

---

## 日程第9 議案第1号から第4号まで

○議長（上條俊道） 日程第9、議案第1号から第4号までの、以上4件を一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長（菅谷 昭） 本日ここに、平成29年松本広域連合議会第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

冒頭、6月28日に発生した消防職員の道路交通法違反について、ご報告申し上げます。

この不祥事は、消防職員が休暇中に同僚と飲酒の後、一人で自身の車を運転し、帰宅途中、単独事故を起こしたもので、目下関係機関により、酒気を帯びて車両を運転し、交通事故を起こしたものとして詳細な捜査が行われているところであります。

私からは、常日ごろ、消防職員に対しまして厳正に服務規律を確保し、高い倫理観を持って職務に当たるよう、消防局長を通じ指示していたところでありますが、このような事態を起こし、まことに遺憾に存じます。消防士は、住民の安全と命を守るという極めて重い社会的な責務を担っておりますことから、綱紀粛正に努め、組織を挙げて信頼回復に努めるよう全職員に指示したところであります。

なお、職員の処分等につきましては、今後の警察の捜査、検察の処分結果などを踏まえ、厳正に対処してまいります。

それでは、まず初めに、正副議長のご就任に当たりまして一言お祝いを申し上げたいと存

じます。

ただいま全会一致でご推薦を受けられ、ここに松本広域連合議会第13代議長として上條俊道議員が、そして第13代副議長として金田興一議員がそれぞれ選出されましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

上條議長におかれましては、松本市議会において建設委員長、経済環境委員長などの要職を歴任され、この5月には松本市議会第48代議長に就任され、その卓越した政治手腕は高く評価されているところでございます。

金田副議長におかれましては、平成27年7月から当広域連合の監査委員を務めていただき、また、塩尻市議会議員として、3期にわたりご活躍され、この5月には2期目となる塩尻市議会の第21代議長に再任され、高い見識と指導力に大きな期待が寄せられているところでございます。

議長、副議長におかれましては、これまで培われたご経験をもとに、松本広域連合議会の運営を初め、松本地域の発展のため、今後一層のご尽力をお願い申し上げます。

次に、5月8日の第1回臨時会以降、2市1村の議会において松本広域連合議会議員の選挙等が行われ、15名の皆様をご就任されました。皆様におかれましても、松本地域のさらなる発展のため、お力添えいただきますようお願い申し上げます。

次に、朝日村の中村武雄村長が東筑摩郡村長会長に引き続き選任され、広域連合の代表副広域連合長に就任されておりますので、あわせてご報告申し上げます。

続きまして、長野県消防防災ヘリコプター「アルプス」の事故に関連して、若干ご報告申し上げます。

まず、5月19日、殉職された故小口浩消防司令長、故高嶋典俊消防司令長に対しまして、消防賞じゅつ金及び松本広域連合職員特別表彰授与式をとり行いました。松本広域連合を代表して私から、ご遺族であるご両親と奥様に対し、消防賞じゅつ金の目録と表彰状を差し上げたところであります。

改めて、非業の最期を遂げ、まさに志半ばで不帰の人となったお二方の御霊に、深甚なる哀悼の誠を捧げる次第であります。

また、5月30日には、長野県及び長野県消防長会との共催による県消防防災航空隊殉職者合同追悼式が、キッセイ文化ホールにおいてとり行われました。長野県内全ての市町村長、議会議員、松本広域連合関係市村、警察・自衛隊などの関係各機関を初め、県内外から殉職された9人の消防の同志の皆さんなど約2,000人が参列する中、国や県などの顕彰、消防庁

長官を初めとする追悼の辞、塩尻市消防音楽隊による献奏、献花など、厳粛のうちに合同追悼式がとり行われました。

さらに、6月15日には、松本広域消防局において、消防防災航空隊殉職者叙位・緊急叙勲知事伝達式が行われました。この叙位・緊急叙勲は、幾多の災害に際し、身命の危険を冒して著しく危険性の高い業務に精励するとともに、顕著な功績を上げた方々を顕彰するもので、伝達式では、阿部守一長野県知事からご遺族に対しまして、勲記・勲章の伝達が行われました。

長野県では、今後の消防防災航空体制のあり方について、現在、県、市町村、消防本部が一体となって検討する場として、消防防災航空体制のあり方検討会を設置し、6月20日に第1回目の検討会が行われたところであります。私といたしましては、二度とこのような事故が起こらないよう、安全の確保を大前提とした消防防災航空隊性の再構築に努めてまいります。

それでは、議案の説明に先立ちまして、この際、所信の一端を申し上げたいと存じます。

初めに、この5月3日、日本国憲法と地方自治法は、ともに施行70年を迎えたことに関連して申し上げます。

顧みますれば、戦後の民主主義を支えた地方自治法は、社会の変化とともに改正を重ね、近年の地方自治の基盤とされる昭和、平成の大合併などさまざまな変遷をたどり、今日に至っております。このような中、当広域連合は、平成11年、2市4町13村により第一歩を踏み出して以来、18年間の経過の中で3市5村に再編成され、消防行政を初め、地域振興に一定の成果を上げております。

今日、少子高齢型人口減少社会という大きな潮流の中で、政治や行政に求められていることは、戦後半世紀とは異なった新たな発想と手法による新しい価値観の創造が求められており、私は、住民の最も身近な行政サービスを担う市町村の役割は極めて大きく、地方主権、地方分権の推進によって地域の活性化を図ることが肝要であると考えております。

古希の節目を迎えた地方自治法のもと、将来にわたる3市5村の共通課題の解決と、これまで3市5村との間で築き上げてまいりました信頼やノウハウ、協働関係を大切に、スピード感を持ってその価値を高めていくため、十分に協議しながら進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、規約変更の詳細につきましては、後刻の議員協議会においてご協議をお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

本日提案申し上げました議案は、条例改正1件、財産の取得3件の計4件でございます。

初めに、議案第1号の松本広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、関係法令の一部改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

次に、議案第2号から第4号の財産の取得につきましては、いずれも更新を必要とする消防車両で、芳川消防署神林出張所に配置する化学消防車、丸の内消防署に配置する水槽付消防ポンプ車、豊科消防署に配置する高規格救急車をそれぞれ1台ずつ取得するものでございます。このうち、水槽付消防ポンプ車と高規格救急車につきましては、緊急防災・減災事業債を活用して取得するものでございます。

このほか、議案以外のものとしたしまして、広域連合長の専決処分事項の指定にかかわるもの1件を報告いたしております。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

なお、後ほど監査委員の人事案件を提案させていただきますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○議長（上條俊道） ただいま、広域連合長から上程議案に対する説明がありました。

---

#### 日程第10 議案に対する質疑（議案第1号から議案第4号まで）

○議長（上條俊道） 日程第10、議案第1号から第4号までの以上4件に対する質疑については、発言通告者がありませんので、質疑は終結し、直ちに議案の委員会付託を行います。

ただいま議題となっております議案第1号から第4号までの以上4件につきましては、一層慎重審議を期するため、お手元にご配付してあります委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

本会議は委員会審査のために休憩し、委員会審査終了後、直ちに再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時26分休憩

午後 3時44分再開

○議長（上條俊道） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（上條俊道） 最初に、報告事項を申し上げます。

常任委員会において正副委員長の互選が行われ、それぞれ決定されておりますので、ご報告申し上げます。

総務民生委員長に横沢英一議員、同副委員長に尾岸健史議員、消防委員長に芝山稔議員、同副委員長に荻原勝昭議員、以上のとおりであります。

---

#### 日程第 11 委員長審査報告（議案第 1 号から議案第 4 号まで）

○議長（上條俊道） 日程第11、議案第 1 号から第 4 号までの以上 4 件を一括議題として、委員長の報告を求めます。

最初に、総務民生委員長、横沢英一議員。

○総務民生委員長（横沢英一） 総務民生委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案 1 件について慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第 1 号 松本広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー利用法の改正に伴い、引用条項の整理を行うものでございます。

本件につきましては、異議なく可決すべきものと決しました。

なお、質疑、意見等の主な内容としましては、特定個人情報ファイルの種類と管理の方法についての質問があり、理事者からは、紙ベースで鍵のかかるキャビネットに保存しているものと、限定された職員が専用のユーザー名とパスワードを用いて専用コンピュータでデータを保存しているものがあるとの答弁がありました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 次に、消防委員長、芝山稔議員。

○消防委員長（芝山稔） 消防委員会の報告を申し上げます。

委員会は、付託されました議案 3 件につきまして慎重に審査いたしましたので、その結果

についてご報告申し上げます。

議案第2号 財産の取得について（化学消防ポンプ自動車）、議案第3号 財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）及び議案第4号 財産の取得について（高規格救急自動車）、以上の3件につきましては、いずれも異議なく可決すべきものと決しました。

審査の中で、議案第2号に関連して、化学消防ポンプ自動車の能力及び薬剤の保管状況等について質疑がありました。

また、議案第4号に関しては、競争入札の経過について質疑があり、理事者からは、昨年に引き続き1社が辞退し、1社のみが入札となったことについて説明があり、今後も予定価格の設定には細心の注意を払い導入していく旨答弁がありました。

以上を申し上げ、当委員会の報告といたします。

○議長（上條俊道） 以上をもって、委員長の報告は終わりました。

委員長の報告に対し、質疑のある方の発言を求めます。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、質疑は終結いたします。

次に、以上の案件に対し、意見のある方の発言を求めます。

意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ないようでありますので、これより採決いたします。

議案第1号から第4号までの以上4件につきましては、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、以上の案件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第12 監査委員の選任について

○議長（上條俊道） 日程第12、議案第5号 監査委員の選任についてを議題といたします。

本件については、地方自治法第117条の規定により、濱昭次議員は除斥となります。

濱昭次議員は退席願います。

(濱昭次議員退席)

○議長(上條俊道) 当局から提案理由の説明を求めます。

菅谷広域連合長。

○広域連合長(菅谷 昭) ただいま上程されました監査委員の選任についてご説明申し上げます。

議会選出の金田興一監査委員は議会申し合わせにより退任となりますことから、新たに濱昭次氏を選任しようとするものでございます。何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長(上條俊道) お諮りいたします。

ただいま上程されました議案第5号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(上條俊道) ご異議なしと認めます。

よって、議案5号はこれに同意することに決しました。

濱昭次議員の除斥を解きます。

(濱昭次議員入場)

---

### 日程第13 閉会中の継続調査について

○議長(上條俊道) 日程第13、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務民生委員長、消防委員長及び議会運営委員長から、お手元にご配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（上條俊道） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（上條俊道） 以上をもって、本臨時会に付議された案件は全部議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、平成29年松本広域連合議会第2回臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後 3時54分閉会